

第17回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年2月26日午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所第1裁判員候補者待機室

3 出席者

(委員)

稲富哲哉，栗山裕子，幸谷充康，近藤晴夫，齋藤淑子，谷村紘一，田端泰子，長濱英子，藤井信吾，吉田康二，渡辺都，安保嘉博，谷岡賀美，吉野孝義，米山正明

(事務担当者等)

小森友幸，木崎正，村田昌三，油谷和夫，水野和雄，蒔田豊人，内田光一，三宅秀明

4 議題

裁判員裁判の準備作業について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

ア 裁判員裁判手続の概略説明

刑事首席書記官が説明

裁判員候補者に対するオリエンテーションDVDの視聴

イ 裁判員裁判施設等の見学

第1裁判員候補者待機室，第1質問手続室，裁判員裁判法廷（101号法廷），評議室等を，実際の裁判員（候補者）の動線に沿って見学

ウ 意見交換

施設を含めた裁判員裁判の準備作業等全般についての意見交換

(発言者：■委員長，○委員)

- 今回は，各委員に，裁判員候補者に送付予定の「京都地方裁判所 庁舎案内図」等が事前に送られており，それらを見て委員会の会場であるこの裁判員候補者待機室に到着できるかということが，一つの課題であったが，私は特に迷うことなく到着することができた。ただし，1階入口の案内所の職員が，案内のために配置されているのか，警備のために配置されているのか分からず，行先を尋ねてよいかどうか分からなかった。
- 私も，以前に1階入口の案内所の職員に，地裁委員会の会場を尋ねたところ，分からなかったことがあった。

(裁判所事務担当者)

職員には，研修を行うなど裁判員等に対する接遇向上に取り組んでおり，今後も向上に努めていきたい。

- 3日程度の審理を要する事件では，50人から100人の裁判員候補者を呼び出すということを聞いたが，呼び出す人数をもう少し少なくした方が良いのではないか。

また，就労者等が多忙であることなどから，裁判員の年齢層に偏りが生じないか。

○ (裁判官委員)

これまでの模擬裁判の実績を踏まえると，審理期間が3日の場合，50人から60人程度を呼び出せば，補充裁判員の数を含めて必要な人数を確保できるのではないかと考えている。確かに，裁判員に選ばれない方をより少なくして国民の負担を軽減するために，呼び出す人数を少なくしたいとは考えているが，絞り過ぎると裁判員裁判を実施するために必要な人数を確保できなくなる可能性がある。裁判所としては，裁判員6人を選任することができないことで裁判を行うことができない事態は避けたい。ただし，実際の裁判員裁判を通して，不出頭者や辞退者等の傾向を把握することができれば，呼び出す人数を減らすことも検討したい。

年齢層の偏りの点については，経営者の団体等に対する，広報活動を通

じて、従業員についても裁判員裁判に参加してもらえるように働きかけているところである。

- 裁判員候補者が裁判員に選任されなかった理由は明らかにされないということだが、国民からは都合の良い者を選任しているのではないかととられかねない。辞退事由もなく選任されなかった方が、どのような気持ちになるかを、よく考える必要がある。裁判員をやってみようという意気込みで裁判所に来たにもかかわらず、裁判員に選ばれないということは、プライドという点で心理的にかなり不十分な思いを与えることになるのではないか。
- 同感である。裁判所では、裁判員に選ばれた方のことを中心に準備が進められているが、選ばれなかった方が払った労力についても考える必要がある。
- 裁判員制度は、国民に裁判所を理解してもらい、裁判所のファンを増やすチャンスとも言えるので、出頭して選任されなかった方にも裁判所に好感を持ってもらえるような取組が必要ではないか。

(裁判所事務担当者)

今後、検討していく必要があるが、現時点では、裁判員に選任されない可能性があることを事前に十分に周知し、選ばれなかった方には法廷傍聴をしていただくなど配慮することを考えている。

- (裁判官委員)

模擬裁判では、裁判長が、裁判員に選ばれなかった方に対して、直接お礼を述べ、感謝の気持ちを伝えている。

- 選ばれなかった方に、参加する予定であった事件を傍聴してもらうのが良いのではないか。

また、選任されなかった方に選ばれなかったことへの納得感を得てもらえれば特に問題とならないのではないか。それには、一部の候補者にのみ個別質問を行うことで、質問を受けなかった方が選任されなかったことによる不信感や不安を生じるようなことのないように、全員に対して個別質

間を行うようにしたり，また，パソコンで抽選を行うのであれば，裁判員候補者に関数のロジックを説明するなど，選任手続のプロセスで不平等感を与えないようにするなどの工夫をする必要があるのではないか。

- 私も，裁判員に選任されることを想定して仕事の都合を付けて出頭したにも関わらず，裁判員に選任されなかった方が一種の拍子抜けを感じるのではないかという点が気になる。裁判員に選ばれなかった場合に，仮に，選任されれば参加する予定であった事件の裁判を傍聴することができれば，一定程度の納得が得られるのではないかと思う。

ところで，裁判員裁判で，初日が選任手続だけで終わるということはあるのか。

- (裁判官委員)

実際の裁判員裁判では，基本的には，午前中に選任手続を行い，午後から公判期日を入れるという例が多いと思われるが，模擬裁判で，色々なパターンを実施して検証している。例えば，公判期日の1週間前に選任手続を行ったり，金曜日に選任手続を行い，月曜日から公判期日を入れるといった検証例もある。模擬裁判を体験した方からは，自分が裁判所に行った最初の日から公判が行われると緊張等で何をしているか分からないうちに公判期日を迎えてしまい，最初の日公判の内容はほとんど覚えていないという意見もあった。模擬裁判や実際の裁判員裁判の結果を踏まえて，各裁判体が実際の裁判員裁判で，選任方法等を判断していくことになる。

- 昨年末に裁判員候補者に対してマークシートを添付して調査票を送付したということであるが，送られてきたものを見てもよく分からないため，放置しているケースが多いのではないか。また，実際に，裁判員裁判の呼出状を受け取っても，これに応じない方が多くいるのではないか。その原因の一つとして，裁判所から送付される書類が複雑で分かりにくいことがあるのではないか。もっと，シンプルで分かりやすいものに工夫する必要があるのではないか。

また，当日にならないと出頭者数，辞退者数等が分からないため，何十

人もの方を呼び出す必要があるとのことであるが、早期に出頭するか否かを把握することはできないのか。

- 調査票には、裁判員候補者が記載しなければならない事項がたくさんあるため、大部なものになっている。裁判員選任手続期日前に、当日、裁判所に何人の方が来られるかを把握するために、調査票と質問票を2段階に分けて送付するというのが現在のシステムであり、これを実際に行ってみて問題点があれば随時検討していくことになると思われる。

選任されなかった方へのケアは重要な問題であり、今後も十分に検討していきたい。

- 裁判員裁判について、加害者や被害者等の事件関係者が傍聴していて、裁判員に対して恨みを持つといったことも考えられるので、裁判員の個人情報管理については慎重に行ってほしい。
- 裁判員の個人情報の管理については、十分に配慮したいと考えている。
- 報道関係者としては、報道機関が、国民の「知る権利」に応えるために、裁判員裁判がどのようなプロセスで行われているか、できる限り追求して明らかにして、国民に対して情報提供していく必要があると考えている。最高裁判所に対しては、個々の裁判員裁判終了後、裁判員にテレビカメラの前で話してもらえるようにしてもらいたい旨を伝えており、この要望をどこまで受け入れることができるか議論されていると聞いている。
- 裁判員経験者が、裁判員裁判実施後に記者会見で感想等を述べることはあろうが、裁判所側が意図的に裁判員に関する情報を出すということはないと考えている。
- 裁判員経験者をマスコミからガードできるかが問題である。
- 裁判員等が裁判所庁舎から出る際に、マスコミが待ち構えていたら大変なことである。
- 国民の「知る権利」に応えるという観点は理解できるが、裁判員裁判に好意的でない裁判員候補者に対して、マスコミが直接取材するということは問題があるのではないか。

- 裁判員が裁判員裁判の中で知った秘密を明らかにすることは法律で禁じられており、これを強要することは問題である。しかし、裁判員経験者の声は、国民に伝えられる必要がある。
- 裁判所の建物は無機質で、また、初めて来られる方は、どの場所も同じように見えるので、階ごとに色分けするなどの工夫をする必要があるのではないか。また、かなり緊張していると思うので、廊下に観葉植物を置くなど緊張を和らげるような配慮を行う必要があるのではないか。
- 電光掲示板で裁判所来庁者が自分の行きたい場所が分かるような配慮をするなど受付案内をより工夫しても良いのではないか。
- 廊下側に設置されている部屋の案内表示板は、その表示板自体が目につかないことがある。案内板を設置する場合は、廊下に面して設置しても目につかないので、直角に設置して立体的にするべきである。部屋案内表示板の文字を拡大するのもよい。フロアごとにシンボルカラーを使用するのも、分かりやすい案内の一つの方法である。

弱視の方は、円型の物を認識することが困難であるが、エレベータ前に円柱があるため、円柱に衝突する可能性がある。駅等の公共の場所で配慮されているように、円柱の足下を濃い色付けになどすべきである。さらに、廊下と壁の色が同色であるため、その見分けも困難であろう。

- 裁判所の建物は、そもそも人が来ることを想定していないのではないかと思う。例えば、エレベータが、民間企業等のように建物入口から目につく場所にないため、利用しづらい。
- 廊下で裁判所の職員何人かとすれ違ったが挨拶しない。せめて、会釈程度はする必要がある。今後、裁判員のような外部の方が訪れるようになるのであれば、接遇について考えていかなければならない。
- これまで、裁判所職員は、「公平さ」を保持する意識が強く、それが職員の態度に表れすぎていたと思われる。今後、国民を迎えるに当たり、サービスの在り方を考えているところである。御指摘の点を踏まえて、改善していきたい。

○ 私の勤務している職場も建物内が分かりにくかったり、サービスが足りないところがある。廊下で行く先を探している人に声をかけて、案内するといったことが必要である。一般の方は、裁判所に入ったとたんに緊張すると思うので、裁判所の職員にはサービス精神をもって、来庁者に対して接してもらいたい。

○ 裁判員に選ばれた方に対する教育、つまり、どんな服装にするのかや公判期日中に居眠りをしないことという注意も必要ではないか。仮に、公判期日中に裁判員が寝てしまったら、そのことだけで裁判への信頼を損ないかねない。選任手続期日と公判期日を別期日にして、選任後、それらの点について教育してはどうか。

■ 裁判長は、裁判員が疲れていると思ったら、随時、休憩を入れることになると思われる。裁判長は、裁判員全員の体調等にも注意を払いながら裁判を進めていくことになろう。

○ 裁判員候補者や裁判員が保育所を利用したい場合の保育所の整備状況はどうなっているのか。裁判所内に託児所を設置するのか。

(裁判所事務担当者)

託児所は設置しない。育児の負担のある方は、既存の保育所が提供する一時保育サービスを利用していただくことになるが、京都市において準備が進められていると聞いている。基本的には、裁判所は京都市の保育窓口を紹介することになる。

○ 裁判員候補者、裁判員の待機室にはマガジンラックを置き雑誌等を備え付けるといった説明があったが、裁判員裁判の事件に関連することが掲載されている雑誌類は置いてはいけないのではないか。

■ 雑誌の備置きの点については、十分に配慮したい。

○ 手控え作成等のため、裁判員に評議室へのパソコンの持ち込みを認めるのか。認めた場合、情報の流出等が問題になる。

○ (裁判官委員)

評議室内では、裁判官が、量刑資料の検索等のためにパソコンを利用す

る程度であり、裁判員のパソコンの持ち込みは認められない。また、評議等の際に作成した手書きメモも、終了時に回収する。

- 先ほど、裁判員裁判用法廷を見学した際、検察官役、弁護人役がモニターを利用して冒頭陳述を行っていたが、モニター画面の文字の背景色に青色や黄色を使用していたのが気に掛かった。背景色は見る人に対して相当な心理的影響を与える可能性があるため、検討する必要があると考える。

- (裁判官委員)

模擬裁判で、検察官役が陳述する際に、モニターを利用して音声、動画、アニメ等を流したところ、裁判員役、弁護人役から、心理的な影響があり、実際よりも過大なイメージを植え付けられる可能性があるという意見が出た。そこで、必要な場合を除いて、音声や色彩の強い映像を使用しないことになった。

- 検察官の陳述にモニターを利用する場合は、プロの方の指導を仰いで、文字と対照して見やすい色彩の画面とすることとしたり、アニメは使わないなど配慮することとしている。

エ 次回のテーマ

- 次回の地方裁判所委員会は、裁判員裁判施行直後に行う予定であり、今回に引き続き裁判員制度をテーマにしたい。本日頂戴した意見に対する回答や裁判員裁判に関する課題への御意見をいただくことにしたい。また、次回は現委員による最後の委員会となる予定であるので、この2年間で振り返って御意見をいただきたい。

以 上